

特例区域等の適用に関する確認書

託送供給等約款14(4)に規定される特例区域等の適用について以下のとおり申し込みます

1. 特例区域等

需要者名・発電者名	
所在地	

2. 申込内容（該当するものにチェックしてください）

災害による被害を防ぐための措置		災害による被害を防ぐための措置・温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置			
☐	避難場所への空調の設置	☐	電化機器（EV等）の急速充電器・普通充電器の設置		
温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置					
☐	再エネ（FIT）の設置	☐	再エネ（FIT以外）の設置	☐	信号機への5G基地局の設置
電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置					
☐	データセンターの増棟				

3. 設置する設備

--

4. 確認事項（以下事項を確認のうえチェックしてください）

☐	特例区域等に設置する電気工作物および関連設備が、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設備である。
☐	特例区域等に設置する電気工作物および関連設備は、新たに設置する設備である。
☐	特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されている。
☐	特例区域等と非特例区域等の電気工作物が電氣的に接続されていない。
☐	特例区域等の配線が、非特例区域等の配線と識別可能のように施設されている。
☐	当社が非特例区域等における業務を実施するため、託送供給等約款42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することに合意する。
☐	特例区域等の点検等のため、構内に立ち入る場合は、非特例区域等の電気工作物の設置者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに誤認による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされている。
☐	特例区域等と非特例区域等に設置する電気工作物の設置者が同一である。
☐	（特例区域等と非特例区域等に設置する電気工作物の設置者が同一でない場合）それぞれの設置者の間で、保安上の責任分界点が明確にされている。
☐	特例区域等と非特例区域等の主任技術者は同一の主任技術者である（自家用電気工作物の場合）。
☐	（特例区域等と非特例区域等の主任技術者は同一の主任技術者でない場合）それぞれの設置者の間で、責任分界点・事故時対応等の申し合わせを行っている。
☐	特例区域等への供給に伴う工事費を契約者または発電契約者が負担する。
☐	特例区域等が低圧（一般用電気工作物）、非特例区域等が高圧以上（自家用電気工作物）にて供給となる場合、自家用使用区域図から特例区域等の除外する申請が必要か国に確認する。
特例区域等と非特例区域等にて電力融通する場合のみ記載	☐ 特例区域と非特例区域（自立運転機能がある工作物）を接続する場合、発電した電気を使用するのは系統停電時のみである。
	☐ 系統停電時に電力融通する場合、次のいずれかの要件を満たしている。 （イ）電力融通していないときは、特例区域等と非特例区域等が電氣的に接続されていないが、電力融通のときは特例区域等と非特例区域等が確実に系統から切り離されている状態に限り、パワーコンディショナーに付属する専用コンセント等を活用して、独立した回線で非常用発電設備として電気を使用すること。 （ロ）電力融通していないときは、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電氣的に接続されていないが、電力融通のときは電気主任技術者や電気工事士の監督・指導の下、特例区域等と非特例区域等が確実に系統から切り離されている状態に限り、特例区域等と非特例区域等とが電氣的に接続されるようインターロック機構を採用していること。

（確認書提出にあたってのお願い）

- 特例区域等と非特例区域等の位置が分かる平面図や、単線結線図をあわせて提出してください。
- 特例区域と非特例区域（自立運転機能がある工作物）を接続する場合は、インターロック機構（遮断器の動作条件、解列点および連系点）の分かる単線結線図や資料をあわせて提出してください。

5. 主任技術者（自家用電気工作物の場合のみ）

主任技術者（会社名・氏名）	
主任技術者（連絡先）	

6. 非特例区域（原需要場所）の情報

需要者名	
所在地	
供給地点特定番号	
託送新增設受付システム申込No.	

当社は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。